

「いじめ防止基本方針を実践するための行動計画」

令和7年4月1日

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

ア 委員

校長、副校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

＋関係生徒に関わる学級担任・部活動顧問

校長が必要と認めた有識者(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師等)

イ 実施する取組

(ア) 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案、実施及び改善
- ・いじめに関する意識及び集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・校内研修会の企画・立案
- ・配慮を要する生徒への支援への参画
- ・風紀委員会によるいじめ防止の呼びかけ(和同会總會等)
- ・新潟県いじめ対策ポータルサイトの周知と活用
- ・「学校生活等におけるアンケート」の作成・実施

(イ) 早期発見対策

- ・「学校生活等におけるアンケート」の実施(学期に1回程度)
- ・アンケートの結果分析及び分析結果の共有と教職員への周知
- ・情報交換による生徒の状況把握と情報共有

(ウ) いじめ認知時の調査方法、分担等の決定

- ・関係生徒等への事実関係の聴取
- ・関係生徒の保護者への連絡
- ・緊急アンケートの実施
- ・関係機関(警察、福祉関係、医療関係等)への連絡

(エ) いじめ認知時の指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学年、学級への指導・支援
- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・関係学級の生徒等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・地域の関係機関との連携

ウ 取組の改善

当委員会において、「県立長岡高等学校いじめ防止基本方針」をはじめとした、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(2) 校内研修

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会(教育相談に関する校内研修会等も含む)を毎年3回以上実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト(教職員用)を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり・発達支持的生徒指導の実践

すべての教科・科目、特別活動など様々な教育活動の指導計画において、いじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 学級づくり及び学習指導の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

- ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を涵養する。
- イ 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を涵養する。

③ 特別活動の充実

- ア 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- イ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ウ 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

④ 人権が守られる学校づくりの推進

- ア 生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。
- イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人ひとりが人権感覚を磨くとともに、「新潟県いじめ等防止のための資料集」（令和元年3月発行）を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。
- ウ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

- ア PTA総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ウ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言をしない。
- ② 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) 配慮を要する生徒についての情報共有

- ① 年度初めに、配慮を要する生徒についての前年度の引き継ぎ情報を確認する。
- ② 毎週1回程度開催する学年会及び毎月1回程度開催する教育相談定例会・定例の職員会議において、配慮を要する生徒の情報を共有し、ハイリスクや特性のある生徒、悩みを抱える生徒等を把握し、組織的に対応できる体制を整える。

(5) 「学校生活等におけるアンケート」の実施

学期に1回程度実施する「学校生活等におけるアンケート」の作成や実施方法の検討をする。

(6) いじめに係る相談体制の整備

生徒、保護者からの訴えや相談の窓口として担任及びいじめ対策推進教員を置き、周知する。

(7) ネットいじめに関する研修会の企画、運営及びネットいじめへの対応

- ① 教職員に対しネット（SNS）いじめの特徴や対応などに関する研修会を実施する。
- ② 携帯電話、スマートフォン等の校内での使用は、登校時から授業（清掃時を含む）終了時まで原則禁止する。放課後も、不要不急な使用は認めない。
- ③ 情報などの授業やホームルーム活動において、生徒一人ひとりにインターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方や情報モラルについて指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
 - イ SNSなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷は絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ④ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
 - ア 気になる生徒に声を掛け、様子を把握する。
 - イ 暴力行為等が見られる場合、即、止める。
 - ウ 教育環境（掲示物、下駄箱、ロッカー、机等）や持ち物などへのいたずらは写真を撮る等、記録する。

(2) 早期発見のための手立て

- ① SOS 教育の充実を通して、SOS の発信の仕方や保護者や教職員など信頼できる大人へつなげることへの重要性を生徒自身に気づかせる機会を設け、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ② SNS 教育を充実させることでスマートフォン等によるインターネットや SNS の適切な利用方法について指導する。
- ③ 学級担任と生徒との面談週間を年間 3 回設定する。また、学級担任と保護者との面談を設定する。
- ④ 教職員がスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携する体制を整え、必要に応じてアドバイスや意見を求めることができるようにする。
- ⑤ 「学校生活等におけるアンケート」の複数教職員によるダブルチェックを行う。
 - ア アンケート用紙の回収当日に必ず内容を確認する。
 - イ 訴えや疑いのあるものは、即、いじめ対策推進教員に報告する。
 - ウ アンケート用紙はすべて管理職に提出し、保管する。
 - エ アンケート終了後に面談週間を実施し、教員が生徒の抱える諸問題をすくい取る機会を設ける。
- ⑥ アンケート等、記録の保存については 5 年間保存する。
- ⑦ 生徒や保護者に対して、学校外のいじめの相談・通報窓口を周知する。
- ⑧ ネットいじめに係る、生徒や保護者からの情報提供においては、情報提供者から聴き取りを行い、トラブル状況の確認（証拠画面の保存）をする。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会を中核として組織的に対応し、被害生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② 加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

いじめ対策委員会が中心となり、関係生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、県教委から担当者の派遣を受けるなど、外部の有識者とも必要に応じて連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ① 被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に対し、生徒への対応当日に事実を説明し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 被害生徒の保護者に対しては見守りを依頼する。
- ③ 加害生徒の保護者に対しては学校の指導への協力を依頼する。
- ④ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、被害生徒に対する心理的・物理的影響を与えていない状態が 3 か月続くまで継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ⑥ いじめを解決する方法については、被害生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑦ 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑧ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、県教委と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

(6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとし、被害生徒に対する心理的・物理的影響を与えていない状態が3か月続くまで継続して双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 県教委に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教委と連携し、弁護士、医師などの外部の有識者の協力を仰ぎながら、いじめ対策委員会が原則として中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査は、県教委と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

いじめの定義（「新潟県いじめ防止基本方針」より）

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※¹にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある※³ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※3-2とされている。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3-1 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※3-2 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

（※1～※3-1は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）